

(制度名 外貿埠頭公社の指定)

(港湾局港湾経済課)

1. 制度の概要

海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律第2条の規定による改正前の外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律第2条に基づき、東京港、横浜港、大阪港及び神戸港について、法人の指定を行うもの。

2. 指定、登録等の基準

基準に係る詳細な事項はなし。

3. 指定、登録等を受けた法人

法人等の名称	指定等の時期	法人の連絡先	指定、登録の理由等
(財) 横浜港埠頭公社	昭和57年3月1日	横浜市中区山下町2番地 Tel.045-671-7291	業務を適正かつ確 実に行うことがで きると認められる ため
(財) 大阪港埠頭公社	同上	大阪市住之江区南港北1-14-16 Tel.06-6615-7211	
(財) 神戸港埠頭公社	同上	神戸市中央区浜辺通5-1-14 Tel.078-231-2401	

4. 指定、登録等の基準に対するよくあるお問い合わせと回答

「特になし」

5. 指定、登録等に係る事務・事業の料金等とその積算根拠

料金等	積算根拠
—	公開していない。料金については情報公開法第5条第2号イに該当することから不開示としている。

6. 指定、登録等に係る事務・事業についての見直し結果（平成19年9月1日現在）

見直しの結果、特段の問題はないが、引き続き基準に沿った運用に努めることとする。

7. 政策評価

平成23年度までに実施予定